

平成25年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金 (義務的拠出金)	担当部局庁	国際協力局	作成責任者								
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成17年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳								
会計区分	一般会計	政策・施策名	基本目標Ⅶ 分担金・拠出金 具体的施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3	関係する計画、 通知等	カルタヘナ議定書第28条及び第31条3項並びに第5回締約国会議決定									
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	カルタヘナ議定書は、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(Living Modified Organism。 「LMO」という。)の安全な移送、取扱及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的とする。											
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	カルタヘナ議定書は、2000年1月、生物多様性条約特別締約国会議再開会合(モントリオール)で採択、103カ国が署名。2003年に発効し、2013年4月末現在の締約国数は164カ国及び欧州共同体。条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められている。 事務局は、議定書の目的を達成するために、主に次の活動を実施する(議定書第31条2項により、生物多様性条約第24条1項の規定が準用されている)。(1)締約国会議の準備、(2)議定書により課された任務の遂行、(3)条約に基づく報告書作成、(4)他の関係国際機関との調整、(5)締約国会議が決定する他の任務の遂行、(6)補助機関活動に関する事務、(7)クリアリング・ハウス・メカニズムに関する事務。											
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他											
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求					
	予算 の 状 況	当初予算	41	27	31	37	37					
		補正予算	-	-	-							
		繰越し等	-	-	-							
		計	41	27	31	37	37					
	執行額		41	27	31							
	執行率(%)		100%	100%	100%							
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)				
	・LMOの生物多様性及び持続可能な利用に対する安全な移送、取扱及び利用分野における十分な水準の保護の確保の状況 ・名古屋・クアラルンプール補足議定書の署名数は50カ国及び欧州共同体、締結数は11カ国及び欧州共同体(2013年4月末現在)			成果実績	名古屋・クアラルンプール補足議定書の採択など重要な成果(MQP5)	MQP5の成果を踏まえ、MOP6に向けた協議を実施	能力開発のための枠組み・行動計画の採択など議論の進展(MQP6)					
				達成度	%	-	-	-				
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込				
	・事務局が開催した会議数			活動実績 (当初見込み)	回	13	25	16	-			
単位当たり コスト	(1.83百万円/会議1回)			算出根拠	99百万円(平成22-24年度の執行額)/54(平成22-24年度の会議数)							
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費 目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由								
	生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金	37	37									
	計	37	37									

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	カルタヘナ議定書は、遺伝子組換え作物の国境を越える移動に焦点を当て、その安全な移送、取扱及び利用について十分な保護を確保するための措置を規定したものであり、国民生活に密接に関連した重要な条約である。また、国際条約であるため、国以外の主体に委ねるのは不適切。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	事務局の運営費、締約国会議及び専門家会合等の議定書を運営する上で必要な会議開催費用のみに使用されており、支出先は妥当である。使途の必要性、コスト削減努力の妥当性などについては、締約国会議の場などにおいて厳しくチェックされているが、問題は確認されていない。各会議の成果物をはウェブサイトで公開されるとともに、それらをベースに2年に1回の頻度で締約国会議が開催され、進展を得ている。また、第5回締約国会議で採択された名古屋・クアラルンプール補足議定書は、2013年4月末現在で50カ国及び欧州共同体の署名、及び11カ国及び欧州共同体の締結を達成し、同補足議定書の発効に向けた取組を進めている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	拠出額や使途が適切かどうか、効果が上がっているかなどについては、締約国会議の場などにおいて、我が国をはじめとする先進締約国により厳しくチェックされており、特段の問題は確認されていないが、引き続き効果的な事業の実施を求めていく。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	日本の分担額・拠出額に応じて要求を見直す。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	52	平成23年	40	平成24年	71